

議案第 85 号 朝霞市手数料徴収条例の一部を改正する条例

都市建設部開発建築課

1. 改正趣旨

都市の低炭素化の促進に関する法律に基づき、建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準の一部改正にともない、共同住宅の認定に係る申請を『住戸』単位から『住棟』単位とすることから、所要の改正を行うものです。

2. 改正内容

都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく低炭素建築物の認定基準における共同住宅の評価について、原則 Z E H - M (※) の評価と整合させることから条例別表第 1 の一部を改正する。

※ Z E H - M とは、ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス・マンションの略で住まいの断熱性・省エネ性能を上げること、太陽光発電などでエネルギーを創ることにより、年間の一時消費エネルギー量の収支を「ゼロ」にする共同住宅のことです。

基準	改正前	改正後
外皮基準	○住棟で評価(全ての住戸が一定基準以上) ○住戸で評価	○住棟で評価(全ての住戸が一定基準以上)
一次エネルギー消費量基準	○住棟で評価(単位住戸の合計又は単位住戸の合計と共用部で一定基準以上) ○住戸で評価	○住棟で評価(単位住戸の合計と共用部で一定基準以上)

3. 申請手数料の金額の改正はありません。

4. 施行日

公布の日から

担当

都市建設部開発建築課住宅政策係
電話 048-423-3854